



島根県報

平成27年 8 月14日 (金)

第 2,725 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業計画の変更	(")	2
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	2

【公 告】

仮認定特定非営利活動法人の仮認定	(環 境 生 活 総 務 課)	3
農用地利用配分計画の認可の申請	(農 業 経 営 課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	3

告 示

島根県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大社町土地改良区の定款変更を平成27年8月6日付
 けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年8月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条
 第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申
 立てをすることができる。

平成27年8月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
湯谷地区用排水施設事業（県営農村地域防災 減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所
半田地区用排水施設事業（県営農村地域防災 減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第586号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第
 4項の規定により告示する。

平成27年8月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行っ た者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成25年度～26年度	6枚	1冊	東川津⑦	平成27年8月5日
松江市	平成19年度～26年度	16枚	1冊	東津田⑧	平成27年8月5日
出雲市	平成24年度～26年度	13枚	2冊	小津③	平成27年8月5日
安来市	平成25年度～26年度	16枚	1冊	安来2	平成27年8月5日
浜田市	平成25年度～26年度	136枚	1冊	東平原2・3	平成27年8月5日
邑智郡邑南町	平成24年度～26年度	37枚	2冊	小河内	平成27年8月5日
邑智郡邑南町	平成23年度～26年度	38枚	1冊	岩屋2	平成27年8月5日
鹿足郡津和野町	平成24年度～26年度	30枚	1冊	相撲ヶ原I	平成27年8月5日
鹿足郡津和野町	平成24年度～26年度	22枚	1冊	富田口I	平成27年8月5日
鹿足郡津和野町	平成24年度～26年度	31枚	1冊	豊稼④	平成27年8月5日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 仮認定特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しんじ湖スポーツクラブ
- 2 代表者の氏名
渡部 章
- 3 主たる事務所の所在地
島根県松江市宍道町佐々布204番地 4
- 4 仮認定の有効期間
平成27年 8 月 6 日から平成30年 8 月 5 日まで

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
原田 勲	大田市仁摩町仁万1601-20	大田市仁摩町仁万字浅井島517-1外2筆
岩谷 成樹	大田市川合町川合2471-1	大田市川合町川合字高瀬210外4筆
農事組合法人 遊邑片田	邑智郡邑南町井原3272-3	邑智郡邑南町井原796外17筆
岩本 秀明	邑智郡邑南町市木5775-1	邑智郡邑南町市木292-3
渡部 文明	松江市八束町波入1215	松江市八束町波入字薮島239-2外11筆

- 2 申請年月日
平成27年 8 月 5 日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市古川町字上原462番、464番1、465番1、466番1、486番2、489番
面積 2,650.21平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市古川町478番地 1

株式会社鷺の湯荘

代表取締役 田辺 潔